

横浜市民営自転車駐車場整備費補助金交付要綱

制定 平成元年4月25日道施第871号(市長決裁)
最近改正 令和7年4月1日道道政第3406号(局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共の場所における自転車等の放置を防止し、もって公共の福祉の増進に寄与するため、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、駅（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道の停車場及び軌道法（大正10年法律第76号）による軌道（同法が準用される軌道に準ずべきものを含む）の停留場のうち、旅客の乗降を行うための施設をいう。以下同じ。）周辺において一般公共の用に供する自転車駐車場を設置する者に対して民営自転車駐車場整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるもののほか、条例の例による。

- (1) 自転車駐車場 一定の区画を区切って設置される条例第2条第4号に規定する自転車等のための駐車施設をいう。
- (2) 新設 新たに自転車駐車場を整備することをいう。
- (3) 増設 既存の自転車駐車場の収容台数を増加させるために、自転車駐車場を整備することをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるすべての要件を具備する民営自転車駐車場の整備事業とする。

- (1) 自転車駐車場は、駅からおおむね300メートル以内に位置し、かつ、その立地等について市長が適当と認めるものであること。
- (2) 特定の店舗等利用者又は従業員のための駐車施設ではなく、主として通勤又は通学のため住居と自転車駐車場との往復に利用する者を含む不特定多数の者を対象とした自転車等収容施設であること。
- (3) 新設又は増設によって増加する自転車等の収容台数が1件もしくは1廉で20台以上であること。ただし、原動機付自転車又は自動二輪車のみを収容することを目的としたものでないこと。
- (4) 当該自転車駐車場を供用開始日から起算して10年間以上継続して運営する計画となっていること。
- (5) 自転車駐車場の構造及び設備が、自転車を有効かつ安全に駐車することができるものであること。
- (6) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年3月横浜市条例第3号）の規定の適用を受けて新設又は増設をするものではないこと。
- (7) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく道路の占用の許可を受けて事業を行うものでないこと。

(補助事業者)

第4条 この要綱における補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、自転車駐車場を整備する事業を行う者とする。

2 次の各号に掲げる個人及び団体は、補助の対象者としない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、この項において同じ。）
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (3) 法人にはあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、自転車駐車場の整備に必要な敷地内工事及び敷地内での必要器具等を設置する経費とし、次に掲げる費用は含まないものとする。

- (1) 土地の買収に要する費用
- (2) 既存施設の買収に係る費用
- (3) 消費税及び地方消費税
- (4) その他整備として適當と認められないもの

2 他の公的助成金及び公的融資を受けるものは、補助の対象としない。

(申請前の相談)

第6条 補助金の交付を受けて自転車駐車場を整備しようとする者（以下「申請者」という。）は、申請日の1か月前までに市長が指定する様式により事業計画書案を提出するものとする。

2 市長は、前項の事業計画書案を受理したときは、利用料や管理方法等について申請者と協議し、補助の適否を確認するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条の規定に基づく協議を経た申請者が補助金の交付を受けようとするときは、民営自転車駐車場整備費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図、平面配置図
- (3) 工事費内訳書
- (4) 工事工程表
- (5) 土地・建物の権利関係を証する書類の写し
- (6) 駐輪設備の設置に係る承諾を証する書類の写し
- (7) 確認済証の写し（建築物設置の場合に限る。）
- (8) 法人の登記簿謄本及び定款
- (9) 役員名簿
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 申請者は、前項第3号の書類を作成する際の見積書の徴収において、金額が1,000,000円以上になると見込まれる場合は、補助金規則第24条に規定する市内事業者2人以上から見積書を徴収し、書類に添付しなければならない。

(補助金の算定及び交付決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容を審査し、次項に規定する算出方法により市の予算の範囲内で補助予定金額を決定し、決定内容及び交付条件を民営自転車駐車場整備費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の額は、申請日の属する年度の前年度に実施した横浜市内鉄道駅周辺放置自転車等実態に関する調査の結果、収容台数に対し利用台数が大きく、特に整備が必要とされる上位10駅程度（以下「特に整備が必要とされる駅」という。）においては補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、それ以外の駅においては補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額とする。ただし、自転車等1台当たりの基準単価である60,000円に収容台数を乗じて得た額の2分の1（特に整備が必要とされる駅以外の駅においては3分の1）と5,000,000円のいずれか少ない額を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(事業の変更)

第9条 前条による補助金の交付の決定後、補助金規則第7条第1号又は第2号の市長の承認を受けようと

する申請者は、事前に市長と協議し、民営自転車駐車場整備費補助事業変更等申請書（第3号様式）によりその旨を申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の変更等申請書により工事内容の変更を申請する場合には、第7条第2項第1号から第4号までに掲げる書類を改めて作成し提出しなければならない。

3 市長は、第1項の申請内容を審査し承認するときは、民営自転車駐車場整備費補助事業変更等承認通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、前条2項に基づく算定により、補助金交付予定額を変更する必要があれば、変更後の額を確定し申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第10条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（事業の報告）

第11条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに、民営自転車駐車場整備費補助事業実績報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 位置図、平面図、完成写真
- (3) 工事費内訳書
- (4) 請求書又は領収書の写し
- (5) 檜検済証の写し（建築物設置の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付額の確定）

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を確定し、民営自転車駐車場整備費補助金額確定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

2 補助金の交付額の確定は、補助事業の実施に要した補助対象経費の合計額に2分の1（特に整備が必要とされる駅以外の駅においては3分の1）を乗じて得た額と交付予定額のいずれか少ない額とする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた者は、通知を受けた日の属する年度の末日までに請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
(3) 補助事業により新設し、又は増設した自転車駐車場において、当該自転車駐車場の供用を休止、又は収容台数を減少したとき。
(4) 第4条第2項各号に該当すると確認されたとき。

2 市長は、前項の規定による取消、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるときは、補助事業者に対し、その旨を民営自転車駐車場整備費補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により既に交付した補助金の全額の返還を命ずる場合においては、自転車駐車場の運営期間（自転車駐車場を供用開始日から補助金の返還の事由が生じた日までをいう。）に応じて、別表第1に掲げる額を補助事業者に返還させることができる。ただし、返還額に1,000円未満の端数があると

きは、その端数金額を切り捨てる。

- 4 市長は、自転車駐車場の収容台数の変更又は事業の廃止に伴い、第1項の規定により既に交付した補助金の一部の返還を命ずる場合においては、変更等後の自転車駐車場の収容台数に応じて、第8条第2項に掲げる基準単価に2分の1を乗じた額が、交付した補助金の額を下回ったときは、前項の規定の例により、別表第2に掲げる額を補助事業者に返還させることができる。

(警察本部への照会)

第15条 市長は、必要に応じ、申請者又は第8条の交付の決定を受けた者が、第4条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(報告及び立入検査)

第16条 市長は、この要綱に係る事務執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行に関する状況を調査し、又は報告書を求めることができる。

(財産の処分等の届出)

第17条 補助事業者は、補助事業により新設し、又は増設した自転車駐車場において、供用開始日から起算して10年未満で次に掲げる行為をしようとするときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 当該自転車駐車場を貸与し、交換し、譲渡し、又は担保に供すること。
- (2) 当該自転車駐車場の供用を休止すること。
- (3) 当該自転車駐車場の収容台数を減少すること。

(情報公開及び関係書類の保存)

第18条 この要綱により、補助金の交付を受けた事業に係る書類は情報公開の対象とし、補助金の交付を受けた者は、関係書類を5年間保存するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月25日から施行する。
(横浜市自転車駐車場建設資金利子補給要綱の廃止)
- 2 横浜市自転車駐車場建設資金利子補給要綱は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行前に附則第2項の規定による廃止前の横浜市自転車駐車場建設資金利子補給要綱の規定によりなされた申請に係る利子補給の手続きについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。ただし、改正後の要綱に基づく第5条第1項の規定については、改正日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第14条）

運営期間	補助金の返還額
5年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額
5年以上7年未満のとき	補助金の交付額の2分の1に相当する額
7年以上10年未満のとき	補助金の交付額の3分の1に相当する額

別表第2（第14条）

運営期間	補助金の返還額
5年に満たないとき	補助金の交付額の全額に相当する額と、補助金の交付額の全額に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
5年以上7年未満のとき	補助金の交付額の2分の1に相当する額と、補助金の交付額の2分の1に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額
7年以上10年未満のとき	補助金の交付額の3分の1に相当する額と、補助金の交付額の3分の1に相当する額に施設の変更後の収容台数を変更前の収容台数で除した割合を乗じた額の差額